

Tax

Issue P335 – 2021 年 3 月 17 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

中関村の会社型ベンチャー企業向け 所得税優遇政策の試験導入に 関する考察

Authors:

Ron Ma
Qin Li*
Partner
Tel : +86 10 8512 5659
Email : roma@qinlilegal.com

Kevin Zhu
Deloitte
Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Email : kzhu@deloitte.com.cn

*Shanghai Qin Li Law Firm is a firm associated with Deloitte Legal.

2020 年の年末に、財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・証券監督管理委員会は共同で財税[2020]63 号通達（以下「63 号通達」）を公布し、「2020 年 1 月 1 日より、中関村国家自主イノベーションモデル区において会社型ベンチャー企業向け所得税優遇政策の試験導入を開始する」旨が伝えられた。条件に合致する会社型ベンチャー企業を対象として、年末における個人株主の持株比率に基づき、企業所得税の減免が行われる。この政策が会社型ベンチャー企業に存在する税制上の課題の改善に寄与できるか否かにつき、業界からの注目を集めている。本 Tax Analysis では、この内容について考察を行う。

政策の背景——税制の観点から見た会社型ベンチャー企業の不足点

中国の現行の法体系では、ベンチャー企業の形態として、主に会社型とパートナーシップ型の 2 形態が認められている。実務上、大半のベンチャー企業は企業形態としてパートナーシップ型を選択しており、通常、リミテッド・パートナーシップの形で資金を募集し、持分投資を行っている。

企業形態の選択に際して会社型ベンチャー企業が少数となる原因として、投資家の人数上の制限・意思決定と管理のメカニズム・投資家による出資及び投資家への配当の柔軟性に関する考慮のほか、租税も挙げられる。所得税の観点から、パートナーシップ企業にかかる所得税は、企業ではなくパートナーが納税義務者となっている。また、パートナーはパート

ナースシップ企業から取得した所得に対して、直接税金を納付するため、会社型企業の個人株主に存在する「二重課税」¹の問題を回避できる。これが、会社型ベンチャー企業と比べて、パートナーシップ型ベンチャー企業に存在する大きなメリットの一つと認識されてきた。

「二重課税」の影響で、個人投資家が会社型ベンチャー企業を通じて持分投資を行う場合、総合税率は通常 40%である。一方、個人投資家がパートナーシップ型ベンチャー企業を通じて持分投資を行う場合、一般的に、パートナーシップ型企業から取得した持分売却益は「経営所得」として、最大 35%の限界税率に基づき個人所得税が課される²。条件に合致するパートナーシップ型ベンチャー企業（財税[2019]8 号通達を参照のこと。以下「8 号通達」）の場合、その個人パートナーの取得する持分譲渡所得と配当金所得は、20%の税率で個人所得税を計算・納付することができるため、より大きな恩恵を得られる。

革新的な試み——63 号通達の概要

63 号通達により試験導入される優遇政策は、会社型ベンチャー企業に存在する「二重課税」の解消を目的とするものであり、企業を対象とする税額減免を通じて、個人投資家にかかる全体的な税負担の軽減を図るものである。

適用条件

63 号通達の規定により、当該試験導入政策の適用対象となる会社型ベンチャー企業は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 中関村国家自主イノベーションモデル区において登記設立され、帳簿検査徴収方式を採用して企業所得税を納付すること。
- (2) 「ベンチャー企業の管理に関する暫行弁法」（国家発展改革委員会などの 10 機関による法令第 39 号）または「私募投資ファンドの監督管理に関する暫行弁法」（証券監督管理委員会令第 105 号）の要件を満たし、かつ規定に基づき届出を完成し、規範化運営を行うこと。
- (3) 3 年間以上保有する持分の譲渡による所得が、年間持分譲渡所得総額の 50%以上を占めること。

優遇政策

シナリオ 1： 3 年間以上保有する持分の譲渡による所得が、年間持分譲渡所得総額の 50%以上を占める場合、年末における個人株主の持株比率に基づき、当年度の企業所得税が半額で徴収される。

シナリオ 2： 5 年間以上保有する持分の譲渡による所得が、年間持分譲渡所得総額の 50%以上を占める場合、年末における個人株主の持株比率に基づき、当年度の企業所得税が免除される。

例えば、条件に合致する会社型ベンチャー企業の A 社は、ある年に持分譲渡を通じて 1 億人民元の譲渡益を取得した。その構成は、6,000 万人民元が 5 年間以上保有する持

For more information, please contact:

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

¹ 企業はまず取得した所得に対して 25%の税率で企業所得税を納付する必要がある。その後、個人株主に配当を行う場合、個人株主は通常、配当金に対して 20%の税率で個人所得税を納付する必要がある。総合税率は 40%である。

² 一部の地域において、持分投資に従事するパートナーシップ企業の個人パートナーがパートナーシップ制企業を通じて取得した持分譲渡益は、「財産譲渡所得」として 20%の個人所得税税率が適用された時期があった。

分の譲渡によるもの、2,000 万人民元が 3 年間以上 5 年間以下保有する持分の譲渡によるもの、2,000 万人民元が 3 年間以下保有する持分の譲渡によるものである。この場合、A 社は 5 年間以上保有する持分の譲渡による所得が年間持分譲渡所得総額の 50%以上を占めており、上述のシナリオ 2 に該当する。従って、年末における個人株主の持株比率に基づき、当年度の企業所得税が免除される。

条件に合致する会社型ベンチャー企業は、資金用途及び経営範囲の面で厳しく制限されている。その収入源には、持分譲渡所得のほか、管理者として受け取った管理サービス費・ベンチャー投資コンサルティングサービスを提供する対価として受け取ったコンサルティング費・銀行預金金利・国債金利・固定収益型理財商品の金利などが含まれる可能性がある。50%の所得比率を計算する際に、持分譲渡所得以外の収入は除外すべきであるが、63 号通達による減免税優遇政策の適用対象は、企業所得税の課税所得額の内、年末における個人株主の持分比率に基づき計算される部分である。従って、条件に合致する会社型ベンチャー企業は、持分譲渡所得以外の手段で得た課税所得額についても、63 号通達による減免税優遇政策を享受できる。

持分譲渡所得

63 号通達において、「持分譲渡所得」をどのように計算すべきかについては、明確にされていない。実務上、以下の 2 つの計算方法が考えられる。

方法 1——企業所得税上の類似の項目³または個人所得税上の「財産譲渡所得」⁴の計算方法を参照し、以下の計算式で持分譲渡取得を計算する。

持分譲渡所得 = 持分譲渡収入 - 持分譲渡原価 - 関連の租税公課

方法 2——「企業所得税法」第 8 条及び「企業所得税法实施条例」第 102 条の規定⁵を参照し、持分譲渡所得の計算時に、持分譲渡収入の取得に関連するすべての合理的な支出が控除されることを確保する。従って、方法 1 に基づく計算を行った上で、企業は、持分譲渡プロジェクトに直接帰属できない間接費支出（例：企業の期間費用など）を合理的に区分し、かつ持分譲渡プロジェクトに振り分けられる支出に対して、損金算入を行う必要がある。持分譲渡所得の計算式は以下の通りである。

持分譲渡所得 = 持分譲渡収入 - 持分譲渡原価 - 関連の租税公課 - 合理的に配分された間接費支出

2 つの方法を比較した場合、方法 1 は計算がより簡単であり、計算式の各要素の確定も容易であるが、「持分譲渡プロジェクトに関するその他の合理的な支出に対する考慮の欠如」を疑われる可能性がある。

方法 2 はより多くの要素を考慮したものであるが、計算が複雑であり、期間費用などの間接費支出をどのように合理的に配分すべきかについて、論争が生じる可能性がある。また、企業所得税法实施条例第 102 条を参照できるかについても検討を要する。企業所得税法实施条例第 102 条は、優遇政策の適用対象プロジェクトに対して直接税額を減免するものである。従って、優遇政策の適用対象プロジェクトに対応する「課税所得額」を正確に区分する上で、「納付税額」を計算する必要がある。一方、63 号通達による減免税政策は、課税所得額の区分を必要としない。「持分譲渡所得」の計算は、「減免税政策の適用対象となる課税所得額の計算」ではなく、「当年度における持分譲渡所得が 50%の比率要件に合致しているかの評価」を目的としている。

³ 例：国税函[2009]212 号通達の規定により、減免税優遇政策の適用対象となる技術譲渡所得の計算式は、「技術譲渡所得 = 技術譲渡収入 - 技術譲渡原価 - 関連の租税公課」である。

⁴ 「個人所得税法」及び「個人所得税法实施条例」の規定により、財産譲渡所得は、財産譲渡の収入額から財産原価及び合理的な費用を差し引いた後の残高を課税所得額とする。合理的な費用とは、財産譲渡を行う際に、規定に従って支払う租税公課を指す。

⁵ 「企業所得税法」第 8 条：企業で実際に発生した、収入の取得に関連する原価・費用・税金・損失およびその他の支出を含む合理的な支出は、課税所得額を計算するときに控除することができる。

「企業所得税法实施条例」第 102 条：企業が同時に異なる企業所得税待遇の適用を受けるプロジェクトに従事する場合、その優遇プロジェクトは所得額を単独で計算し、かつ企業の期間費用を合理的に配賦しなければならない。所得額を単独で計算していない場合は、企業所得税の優遇を享受してはならない。

上述のまとめとして、租税徴収管理効率の観点から、今回の試験導入は、方法 1 が「持分譲渡所得」の計算により適していると考えられる。将来、税務当局によるこの問題の実施面からの規定の明確化が期待される。

徴収免除額

63 号通達では、上述の 2 つのシナリオで課税所得額を算出した後、当年度における企業所得税の徴収免除額の計算式について規定された。

シナリオ 1：企業所得税の徴収免除額 = 年末における個人株主の持分比率 × 当年度の企業所得税の納付税額 ÷ 2

シナリオ 2：企業所得税の徴収免除額 = 年末における個人株主の持分比率 × 当年度の企業所得税の納付税額

上述の A 社の事例を引用し、仮に A 社の当年度の課税所得額が 6,000 万人民元であり、当年度に取得した 5 年以上保有持分の譲渡所得がすべての持分譲渡所得に占める比率が 50%を超え、かつ当年度の年末における個人株主の持分比率が 80%、企業所得税税率が 25%である場合、当年度において A 社が享受できる企業所得税徴収免除額は以下のように求められる。

A 社が享受できる企業所得税徴収免除額：課税所得額 6,000 万人民元 × 25% × 80 % = 1,200 万人民元

仮に A 社が当年度に取得した 5 年以上保有持分の譲渡所得がすべての持分譲渡所得に占める比率が 50%未満であり、当年度に取得した 3 年以上保有持分の譲渡所得がすべての持分譲渡所得に占める比率が 50%以上、その他の条件は同様である場合、当年度において A 社が享受できる企業所得税徴収免除額は、600 万人民元に半減する。

ラストワンマイル——優遇政策による恩恵の帰属

前述の通り、63 号通達による優遇政策の試験導入は会社型ベンチャー企業の個人株主に存在する「二重課税」問題の解消を目的とするものである。そのため、企業の視点からの分析のみでは、63 号通達の効果を評価するのに不十分であり、個人株主の観点からも考察を行う必要がある。

個人株主が 100%の持分を保有する会社型ベンチャー企業の場合、63 号通達の実施により、個人株主の税率は最低 20%まで下がり、個人投資家がパートナーシップ型ベンチャー企業を通じて実現できる最低税率と同レベルになるため、「二重課税」はほぼ解決される。

ただし、個人株主と非個人株主が共同で持分を保有する会社型ベンチャー企業の場合、企業が持株比率に基づきすべての株主に利益を分配する際に、個人株主が 63 号通達の優遇政策による恩恵を十分に享受できない可能性がある。

上述の A 社の事例を引用し、A 社で個人株主が 80%の持分・非個人株主が 20%の持分をそれぞれ保有し、A 社が持株比率に基づき当年度の税引後利益を株主に分配すると仮定する。63 号通達の優遇政策を享受しない場合、税引後利益は 4,500 万人民元、個人株主の配当取得額は 3,600 万人民元、20%の個人所得税を納付（2,880 万人民元の純利益を取得）し、総合税率は 40%である。一方、63 号通達の優遇政策を享受する際に、5 年以上保有する持分の譲渡による所得が全ての持分譲渡による所得の 50%以上である場合、税引後利益は 5,700 万人民元、個人株主の配当を取得額は 4,560 万人民元、20%の個人所得税を納付（3,648 万人民元の純利益を取得）し、総合税率は 24%である。優遇政策を享受しない場合と比べて、税負担が低下したものの、総合税率が依然として 20%以上であり、「二重課税」の完全解消には至っていない。

63 号通達による優遇政策を享受した後、持株比率に基づき株主に税引後利益を分配すると、優遇政策による恩恵が持株比率に応じて非個人株主に流入することが、その原因として挙げられる。これは、63 号通達による優遇政策の趣旨から逸脱していると言える。対応策として、会社型ベンチャー企業は協議書・定款・配当決議書において、利益の分配について調整を行うことができる。例えば A 社の場合、配当を行う際に、63 号通達による優遇政策を享受する場合に取得する 1,200 万人民元の免税枠を個人株主にのみ分配する（個人株主は 4,800 万人民元の配当金を取得・20%の個人所得税を納付・3,840 万人民元の純利益を取得）ことで、総合税率が 20%となる。中国の「会社法」の規定により、株主が利益分配比率について約定し、協議に基づき配当することができるため、法的に実現することは可能である。

63号通達の施行を通じて、会社型ベンチャー企業に存在する「二重課税」の問題の解消が実現した場合、個人投資家が会社型ベンチャー企業とパートナーシップ型ベンチャー企業を通じて投資する際の税負担が同レベルになる。「二重課税」の背景に存在する会社型ベンチャー企業の税制面の優位性が再び注目を浴びることが考えられる。

納税義務の発生時点

投資家がパートナーシップ型ベンチャー企業を通じて投資を行う場合、課税は一回限りである。しかし、現行の規定により、パートナーシップ企業で所得が発生した場合、当年度においてパートナーに所得税の納税義務が発生する⁶。パートナーシップ企業は、パートナーに対する配当のタイミングを調整することで、パートナーにおける個人所得税の納税義務の発生を遅らせることができない。

パートナーシップ型ベンチャー企業に存在する上述の税制上の特徴によって、投資家の納税義務が比較的早い時点で発生するだけでなく、欠損填補の遡及もできないため、税負担の面に影響が生じる可能性がある。例えば、企業が前期と後期に分けられるプロジェクトに投資し、前期の撤退によって利益が発生した場合、パートナーに配当を行ったか否かに関わらず、パートナーは利益が生じた年度において課税所得額を認識して納税する必要がある。後期の撤退によって欠損が発生した場合、現行の規定により、当該欠損は前期に認識した課税所得額と相殺できない。企業は、前期と後期におけるプロジェクトの利益と欠損を相殺した後の純額に基づきパートナーに対する配当を行う。一方、パートナーの税負担は、前期の撤退によって生じた利益のみを対象とするものになり、後期の撤退によって生じた欠損に伴う税効果は生じない。

会社型ベンチャー企業を企業形態として選択する場合、上述の問題を緩和することができる。会社型ベンチャー企業の株主である個人投資家にかかる納税義務は、通常、企業が利益の配分を決定する時点で発生する⁷ため、会社型ベンチャー企業は事業目的の需要に基づき、利益の配分時点を合理的にアレンジすることによって、投資家に係る納税義務が予定より早期に発生する事態を回避できる。

特に、63号通達の優遇政策を享受する場合に、企業の税負担を大幅に軽減できる可能性がある。個人投資家の税負担は主に株主配当にかかる所得税であるため、税制の観点から、会社型ベンチャー企業の優位性がより顕著になる。前文の事例を引用する場合、企業は、前期と後期におけるプロジェクトの利益と欠損を相殺した後の純額に基づきパートナーに対して配当を行うが、パートナーの所得税は、前期と後期におけるプロジェクトの利益と欠損を相殺した後の純額に準ずる配当額に基づき計算される。従って、会社型ベンチャー企業の個人株主の課税所得額は、企業による投資のフルサイクルを対象期間として計算した実際の収益に一致するようになり、個人株主はより公平で合理的な税負担を負うようになる。

支出の控除

8号通達の規定上、条件に合致するパートナーシップ型ベンチャー企業を通じて投資を行う個人が取得する持分譲渡所得に対して、20%の税率に基づき個人所得税が計算される場合、企業は「単一投資ファンド計算方式」しか選択できず、かつ、「持分譲渡所得」を認識する際に、持分原価と持分譲渡のための合理的な費用のみの控除が認められる。ファンド管理者の管理費、業績報酬及びパートナーシップ制企業のその他の支出を控除してはならないと規定されている。

63号通達の優遇政策である「企業所得税の半額徴収」と「企業所得税の免除」は、会社型ベンチャー企業の「課税所得額」に基づき算出される「納付税額」を対象とするものである。従って、63号通達の優遇政策を享受する際に、「課税所得額」の計算上、生産経営に関わる各種原価・費用・損失の控除に関する影響は生じない。また、企業が同時にその他の種類の業務にも従事する場合に、その他の種類の業務による収入や欠損との相殺も、優遇政策の適用による影響は生じない。

⁶ 財政部、国家税務総局による「個人独資企業及びパートナーシップ企業投資者の個人所得税徴収に関する規定」第5条と「パートナーシップ企業パートナーの所得税問題に関する通知」（財税〔2008〕159号）第3条の規定によると、パートナーシップ企業のパートナーは当年度におけるパートナーシップ企業の全ての生産・経営所得に基づき課税所得額を確定しなければならない。「生産・経営所得」には「当年度における企業の留保する所得（利益）」が含まれる。

⁷ 所得税関係の法律法規の中に、一部の租税回避防止規定が含まれており、それによって、予定されたものの、実行されていない配当が「みなし配分」として扱われ、個人所得税の納税義務が予定より早期に発生する可能性がある。本 Tax Analysis において、それらの租税回避防止規定による影響は考慮しない。

従って、個人投資家にかかる総合的な税負担の観点から、63号通達と8号通達による減免税優遇政策を享受し、個人投資家に20%の税率が適用されることを前提とした場合に、会計年度ごとに課税所得額を計算する会社型ベンチャー企業のほうが、より多くの控除が適用され、優位性を有するものと評価できる。

まとめ

63号通達は既存の企業所得税体制に囚われずに、革新的な試みを行った。「会社法」等の商事法律の現行規定（例：個人株主に対して、「会社法」における「配当比率に関する約定に基づき配当を受ける」規定が適用される）の下で、会社型ベンチャー企業の存在する「二重課税」の問題の解消が期待される。適用の際に、個人投資家の割合が高いほど、63号通達による優遇政策の適性がより高くなる。特に、個人投資家が株主の大半を占め、投資サイクルが5年以上であり、発展初期に位置する非上場中小型企業を投資先とする投資ファンドにとって、投資家にかかる所得税は比較的長期の課税の繰り延べとなる可能性が想定され、かつ「二重課税」を効果的に解消することができる。

ただし、63号通達による優遇政策の試験導入について、明確に定められていない問題（例：持分譲渡所得の計算方法・計算する際に持分譲渡による損失を考慮する必要性など）が存在している。一部の事例において、本 Tax Analysis で詳しく説明されていない問題が生じる可能性がある。特に、個人株主と非個人株主の両方が存在する企業において、税務当局と企業、株主と株主、株主と会社との間の衝突に発展する複雑な事態になる可能性がある。それが63号通達による優遇政策の実施にチャレンジをもたらすことが予想される。また、63号通達における持分の3年、5年以上の保有に関する規定は、中国におけるベンチャー投資分野における7~10年の投資サイクルという現状に合致するものであるが、実務上の調整が必要であるかについては、追って考察する必要がある。

36号通達による優遇政策の試験導入は、一部地域を対象として実施される予定である。税務当局が政策の方針を考慮した上で、試験導入の過程で積極的に模索し、経験を積み重ねていけば、納税者に存在する問題の解消に繋がると考えられる。また、将来における中国の所得税税制の更なる改革のために、新しい可能性を広げることが期待される。

私どもは引き続き、63号通達による優遇政策の試験導入の動向に留意し、投資家と企業に関連のプロフェッショナルサービスを提供致します。63号通達による優遇政策の試験導入によって、会社型ベンチャー企業に実益がもたらされることを期待しております。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性や完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員または代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的または間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。